

■水産物の輸出先国・地域の転換のための規制対応に係る説明会（9月29日開催）

#	質問内容	回答
1	FDA HACCP,EU HACCPの申請の基本的なひな型があれば申請者が増えると思うが、作成できないか？	米国向け・EU向け輸出水産食品のHACCP認定及び施設認定申請に関しては、日本食品認定機構のHP上でガイドライン等の関連資料等を公開していますので適宜ご確認の上、資料の作成にあたり参考にしてください。 https://jfco.or.jp/?page_id=814 https://jfco.or.jp/?page_id=863
2	北海道噴火湾のほたて加工業者。EU向けHACCPの取得に向けて行動を起こしたい。しかし、オホーツク側の漁協からEU向け原料を分けていただかなければ取得できない(EU向けの原料取得ルートがない)と言われたのですが、漁協では購入業者登録を行っていないと言われてしまい、困っている。	EUに向けてホタテガイ等二枚貝等製品を輸出するためには、原材料を採捕する海域が、EU向けホタテガイ等二枚貝を生産する海域として指定を受けている必要があります。 指定海域からの原材料の入手について、漁模様等により新規のルート開拓が難しい場合もありますが、情報収集など継続して取り組んでいただければと考えます。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html
3	HACCP対応認定施設の整備の補助金事業は、輸出の際の最終保管施設となる営業冷凍倉庫も対象になるのか？	対象になります。
4	米国向け養殖水産物において、生育過程中的使用薬品（投薬等）の規制はどのような内容か。	以下のJetroのサイトをご確認下さい。 https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/export_guide/marineproducts.html 米国 日本からの輸出に関する制度 水産物の輸入規制、輸入手続き（食品関連の規制 2. 残留農薬および動物用医薬品） 米国に輸入される水産物には、米国保健福祉省・食品医薬品局（FDA）が承認した動物用医薬品に限り使用することができます。ただし、FDAは、特定の使用方法に限定して薬品を承認しているため、養殖などで薬品を使用する場合には、FDAが承認している動物医薬品を、指定の目的、対象、条件で使用しなければなりません。 さらに、FDAが水産物中の医薬品成分の残留許容量を設定している場合には、それに従う必要があります。動物用医薬品の残留許容量は、医薬品ごとに各可食部の残留許容量が規定されています。FDAが承認している水産物向け動物医薬品とその使用方法および残留許容量の詳細については、FDAの承認済み動物医薬品データベースを参照してください。なお、水産加工品では、原材料の供給者（サプライヤー）も、FDAの水産物適用規制を準拠していることが要件となります。 関連リンクの養殖水産物向けに承認されている薬品一覧（英語）等をご参照下さい。
5	EU向けにカキを輸出する際、養殖漁場の海域認定が必要となるが、その認定は区画漁業権ごとに行うのか？申請者が管理する範囲の養殖施設ごとに行うのか？	「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」の別添8-1（EU向け輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域、浄化センター等の認定等に関する基準）においては、「生産海域の指定及び中継海域の認定をする際には、位置及びその境界を確定すること。」と規定されており、必ずしも区画漁業権や養殖施設ごとに認定を行うものではありません。 また、生産海域の指定については、同要綱の「9. ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等」を確認いただくとともに、当該海域を管轄する都道府県等に相談してください。

■水産物の輸出先国・地域の転換のための規制対応に係る説明会（9月29日開催）

#	質問内容	回答
6	米国とEU向けに必要な証明書と証明書申請に必要な書類を詳しく知りたい。	米国向けに水産食品を輸出しようとする場合、衛生証明書は必要とされていません。 また、EU向けに水産食品を輸出しようとする場合は、輸出の都度、衛生証明書の発行を受ける必要があります。詳細については、以下のHPをご確認ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_faq/fishers/answer05.html EUに水産食品を輸出する際の手続きや証明書等を教えてほしい
7	日本産だし調味料や食塩は、海域に関わらず、現状中国への輸出は厳しいという理解でよいか？	水産物由来の原材料が含まれる商品を輸出する場合、現地当局から水産物とみなされる場合があります。 実際の輸出の際には、輸出の可否含めて、事前に輸入業者を通じて現地当局へご確認ください。 現在、情報収集を続けており、新しい情報が入りましたら、以下のURLに更新してまいります。 https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html
8	米国向けの認定に関し、英文の施設認定書を認定機関に申請したが、対応してもらえない場合は、どこに相談をしたらいいのか。EU向けの認定を受ける施設はEUの規則を理解しなければならないが、関連する実施規則[EU]2022/2292など]はどこで確認できるのか。	米国向けの認定に関し、厚生労働省が定める取扱要綱により施設認定を受けている場合には、原則としてFDAのホームページで公開されているリストにより認定施設であることの確認が可能となっています。また、英文の施設認定書の発行を行うことも可能ですので、発行を希望される場合には、認定を受けた機関へお問い合わせください。なお、農林水産省が定める取扱要綱により施設認定を受けている場合にも同様に発行が可能ですので、発行を希望される場合には、認定を受けた機関へお問い合わせください。 EU規則についてはEUR-Lex等のサイトで公表されておりますので適宜ご確認ください。
9	米国向けHACCPの認定は、厚生労働省及び農林水産省双方から行われているが、何故省庁が跨っているのか。	農林水産省及び厚生労働省では、米国向け輸出水産食品について事業者の利便性向上等の観点から両省において必要な手続を定めた取扱要綱を策定しています。
10	EU向け生鮮ハマチ輸出について、人口種苗（完全養殖）のものしか出せないという理解だが、それ以外のものについてEU向けに輸出できないのはEU側からの要請で禁止されているということか。	人工種苗の製品に限って輸出を認めているものではありません。
11	米国へは生きたカキの種苗（殻長数ミリのもの）は輸出できるのか。種苗そのものは食することはできないので、その時点では食用ではないが、その後生育すれば食用になる。	米国連邦規則により水産物HACCPなどの衛生要件が求められるものについては、農林水産省及び厚生労働省が定める取扱要綱において食用に供される魚介類を対象としています。また、米国へ二枚貝を輸出する場合には、現時点で、ホタテの貝柱を除き加熱加工されたものである必要があります。ご質問の水産物を米国に輸出するにあたり必要となる要件については、現地輸入者等を通じて米国政府当局へお問い合わせください。
12	EU認定施設（ホタテ加工場）でもEU HACCPに準拠して生産をしていない（EU HACCPに準拠した製品在庫がない）ため、輸出向けに製品を出せないと言われているが、どういうことか。	EU認定施設では、例えばEUの指定海域で生産された原料による生産を行っていない、又はEU HACCPに準拠した原料や生産ライン以外で、国内向けの製品が製造されている場合もありますので、詳細については認定施設側にお問い合わせください。
13	EU向けに輸出する場合、工場から製品購入後、どの倉庫に保管したらよいのかリストはあるか。何か手続きはあるのか。冷凍コンテナや保税倉庫も認定の対象になるのか。	② 農林水産省HP上で認定施設リストを公開していますので適宜ご参照ください。製品を最終保管等行う冷蔵倉庫等につきましても、EUの求める衛生条件を担保する必要がありますので、EUの施設認定を取得している必要があります。詳細については「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」をご確認ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html

■水産物の輸出先国・地域の転換のための規制対応に係る説明会（9月29日開催）

#	質問内容	回答
14	サンプリングした魚種の検査機関とは民間のことか、自治体の検査機関のことか？	「養殖魚介類の残留動物用医薬品等モニタリング検査」については、「輸出促進法に基づく登録認定機関、食品衛生法に基づく登録検査機関又は都道府県等の試験検査機関であって ISO/IEC17025 の認定を取得している機関」を検査機関として定めています。なお、現在は、日本食品分析センター及び日本食品検査が、本検査の検査機関として対応しています。
15	輸入者がFSVP実施していれば農林水産省による登録は不要という解釈でよいか。	ご質問の品目は、米国向けの水産物と仮定して回答します。水産物については、米国において別途規制があるため、FSVPの対象外食品となっています。
16	EU向け認定施設の認証について、EUの現地施設の査察はあるのか？	施設の認定にあたり、EU当局による現地調査は行われません。なお、認定施設に対して不定期にEU当局による現地査察が行われます。
17	水産物の空輸の際に必要な書類の発行を成田、羽田などで行える対象国を今以上に増やすことは出来ないのか。	空港での発行に係る必要性やニーズなどをもとに検討しますので、農林水産省が発行している証明書については、具体的な輸出先国・品目等とともに、農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）までお問い合わせください。
18	EU向けの施設認定について、ISO22000取得工場であれば、スムーズな取得が可能なのか。また、EU施設認定を取得するにあたり、登録費や更新費が必要であると聞いたが、そのような費用は必要なのか。	ISOの認証があればそのままEUの施設認定が認められるということはありませんが、民間認証取得施設と非取得施設では、その認定審査のスムーズさには違いが生じるところと見料します。なお、EU向け輸出水産食品の施設認定に際しては、輸出促進法に基づき、適合施設の認定（国認定）手数料（20,900円）を支払う必要があります。
19	東電による賠償や国による補償に関して現在対応予定の内容を教えてください。	詳しい内容は、10月2日から全国で実施している「水産物の輸出先国・地域の転換等のための説明会」をご覧ください。 水産物の輸出先国・地域の転換等のための説明会（プレスリリース） https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/230926.html －水産物の輸出先国・地域の転換等のための説明会の資料掲載場所 https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html